

人材紹介に関する基本契約書

〇〇（以下「甲」という）と、Mirise up 株式会社（以下「乙」という）は、甲が乙に対して、甲の正社員等の採用を目的とした人材紹介（以下「本業務」という）を依頼し、これを乙が受諾することについて、以下のとおり契約（以下「本契約」という）する。なお甲および乙は本契約の締結に際し、労働関係法令を遵守するものとする。

第1条（定義） 本契約における用語の定義は、以下のとおりとする。

- 「人材紹介」とは、乙が甲および求職者の申込みを受け、甲と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋することをいう。
- 「新規採用者」とは、乙が甲に紹介し、甲が採用することを決定した者をいう。
- 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む）をいう。

第2条（甲の通知・協力義務） 甲は、乙の紹介する求職者に関して、自己の責任において選考のうえ採用を予定したときは、乙に対して採用予定書を提出しなければならないが、また、当該求職者に対しては、乙を通じて、適時正式な採用内定通知書を交付しなければならない。なお、不採用を決定したときは、乙を通じて直ちにその旨を求職者に通知しなければならない。

2. 求職者からの入社承諾書は、乙が求職者から交付を受け、甲へ送付するものとする。なお、本契約においては、かかる入社承諾書が甲へ到達した日をもって、求職者と甲との間の労働契約が成立した日とみなす。

3. 甲は乙に対し、自己の求める求人像の特定に協力し、乙の請求に応じて会社案内等の資料提供を行う。

4. 甲は、乙が求職者を紹介した後に、当該求職者について他の手段により応募があった場合には、乙の紹介による応募を優先して取り扱わなければならない。但し、当該求職者について、乙から紹介を受けるより前に既に他の手段により応募があった場合には、直ちに乙にその旨通知するものとし、次条に定める報酬は発生しないものとする。

第3条（報酬等） 甲による求職者の採用が決定し当該求職者と甲との間で労働契約が成立し、求職者が入社したときは、甲は乙に対して本業務の報酬を支払うものとし、報酬額は理論年収の40%（消費税別途）とする。

2. 本契約に基づき乙が甲に特定の求職者を紹介した日から起算して1年以内に、甲が乙を経由せずに当該求職者を採用した場合、または甲の斡旋により甲の関係会社が当該求職者を採用した場合には、甲は乙に対して、前項に準じて報酬を支払うものとする。

3. 乙は甲に対し、第1項の紹介手数料およびこれに係る消費税を新規採用予定者が入社した月の末日までに締め、入社した月の翌月第2営業日までに請求書を甲に送付するものとし、甲はこれを新規採用予定者が入社された月の翌月末日までに乙指定の銀行口座に振込により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第4条（報酬の返還） 乙は、次の条件が成就したときには、各号の定めに従って前条に定める本業務の報酬を返還するものとする。ただし、報酬の返還は求職者に帰責性ある退職に限る（甲による、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、労働条件の入社前通知との相違、その他甲の責めに帰すべき事由による場合を除く）。この場合甲は乙に対し、求職者の退職日より1ヶ月以内にその事実を書面により通知し、乙はこれを確認したうえで甲へ返還する。

(1)入社日より1か月以内に退社した場合 80%

(2)入社日より1か月を超え3か月以内に退社した場合 50%

第5条（委託） 乙は、甲からの事前の書面による承諾を得たうえで甲が乙から紹介された求職者の採用選考を第三者に委託することを了承する。ただし、甲は当該第三者に対して、採用選考の目的以外に求職者の個人情報を利用させてはならない。

第6条（守秘義務） 甲および乙は、相手方より開示された営業機密に類する企業情報および本契約の内容を秘密に保持し、第三者に対して開示してはならず、また本契約の目的以外で使用してはならない。

2. 次の各号のいずれかに該当するものについては前項の規定は適用しない。

- 相手方から開示を受ける前に既に自己が保有していたもの。
- 相手方から開示を受ける前に既に公知または公用となっていたもの。
- 相手方から開示を受けた後に自己の責によらずに公知または公用となったもの。
- 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの。
- 相手方から開示を受けた情報によらず独自に開発したもの。

第7条（個人情報） 甲および乙は、甲が乙の紹介する求職者を採用の予定をするか否かにかかわらず、紹介される全ての求職者の個人情報が法令により保護される対象であることを確認する。

2. 乙は、求人条件に何ら関連のない求職者の病歴等の機微な個人情報については、求職者より収集せず甲に対して開示または提供しない。

3. 甲および乙は、個人情報を自己の責任による適切な管理のもとに秘密として取扱い、求職者本人の事前の承諾なくして第三者に開示してはならず、また本業務以外の目的で使用してはならない。

4. 甲および乙は、本業務に必要な範囲を超えて個人情報を加工または複製してはならない。

5. 甲は、乙により紹介されたが採用の予定をしなかった求職者の個人情報については、不採用決定後直ちに復元不可能な方法にて処分する。

第8条（報告義務） 甲および乙は、前2条に規定する情報が漏洩した場合または漏洩したおそれがある場合、直ちにその内容を相手方に報告し、相手方と協議のうえ適切な対応をとらなければならない。

第9条（乙の不介入） 乙は、新規採用者と甲との労使紛争、新規採用者の従前の勤務先と甲との紛争その他の紛争には一切介入しないものとする。

第10条（解約） 甲または乙は、相手方が本契約の定め違反した場合において、相当期間を定めたとうえでその違反の是正を要求したにもかかわらずその要求の日から当該期間内に相手方の違反が是正されないときは、何らの通知なく本契約を解約することができる。

2. 甲または乙において次の各号の一にでも該当するときは、相手方は何らの催告なしに本契約を直ちに解約することができる。

- 財産上の信用にかかわる差押、強制執行、競売等の申立てがあったとき。
- 民事再生、会社更生、破産、特別清算手続等の申立てがあったとき。
- 正当な理由なく公租公課を滞納して差押を受けたとき。
- 財産上の信用にかかわる担保権の実行があったとき。
- 手形、小切手を不渡としたときまたは支払停止もしくは債務超過となったとき。
- 法令違反、公序良俗違反等の行為が発覚したとき。
- 合併によらず法人を解散したとき。ただし、予め相手方が書面による承諾をなした場合はこの限りではない。

(8) 乙が関連諸法令に違反し事業の許可を取り消されもしくは事業停止命令を受け、またはその有効期間の更新ができなかったとき。

(9) その他前各号に準ずる行為があったとき。

3. 本条に基づく本契約の解除は、解除事由の有責当事者に対する損害賠償請求を妨げない。

第 11 条 (損害賠償) 甲または乙は、本契約の履行に関して、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して全損害の賠償を請求することができる。

第 12 条 (反社会的勢力との関係) 甲及び乙（以下、本条において「当事者」という）は、相手方に対し、現在および将来において、次の各号に掲げる事項を表明し保証する。

(1) 当事者、当事者の役員または実質的に経営権を有する者（以下「役員等」という）および従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に属していないこと。

(2) 当事者が、反社会的勢力により、その事業活動を支配されていないこと。

(3) 当事者もしくは当事者の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与し、もしくは便宜の供与を受ける等の関係を有していないこと。

(4) 前各号のほか、当事者、当事者の役員等または従業員が、反社会的勢力と関係を有することによって、社会的に非難されることがないこと。

2. 甲又は乙は、相手方が前項各号の表明・保証に違反した場合には、何らの催告を要することなく、本契約を解除し、これにより損害が生じた場合には当該損害の賠償を請求することができるものとする。

第 13 条 (期間) 本契約の有効期間は本契約の締結日から 2021 年 12 月 31 日までとする。ただし、本契約の期間満了の 1 か月前までに甲乙いずれからも書面により相手方に対し本契約を終了する旨の通知がない場合は、本契約は同一条件にて更に 1 年間更新され以後も同様とする。

2. 本契約が期間満了または解約により終了した場合においても、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 16 条および本項の規定はなおも効力を有する。

第 14 条 (権利義務の譲渡禁止) 甲および乙は、本契約上の権利義務の全部または一部を、相手方の書面による事前の承諾なくして第三者に譲渡、承継できないものとする。

第 15 条 (贈賄禁止) いずれの当事者も、役職員、代理人、コンサルタント、下請人及びかかる者の役職員、代理人、コンサルタントを通じ、日本国内外を問わず公務員又はそれに準ずる立場の者並び取引先の役職員（以下「対象者」という）に対して、本契約の履行に関連し、当該対象者の決定に影響を与えるために、並びに当事者及び他の者の利益を得るために、社会的儀礼の範囲を越えて、金銭、贈物、接待その他経済的利益を供与しないことを表明し、保証する。

2. 前項に違反した当事者は、前項の違反により相手方に生じる一切の損失及び費用を相手方に賠償・補償するものとする。

3. 本条の違反が発生した場合、相手方当事者は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

4. 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、相手方に対し一切の請求を行わない。

第 16 条 (紛争解決) 本契約に定めのない事項または本契約の解釈に関して疑義のある事項については、甲および乙は誠意をもって協議のうえ解決する。万一協議が調わない場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自各 1 通を保有する。

年 月 日

甲：

乙：東京都新宿区新宿 1-36-12

Mirise up 株式会社

代表取締役 上田 啓太